

## 令和6年度 自主企画まなび助成制度 実施要項

### 1 事業概要及び目的

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、自らの企画立案で行う学習会において講師謝金を助成し、市民の主体的な学習活動の活性化を図る。また、これらの学習成果を生活や諸活動に活かし、地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### 2 実施期間及び申請受付期間

(1) 申請期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

※予算状況により、期限前に締め切る場合あり

(2) 実施期間 令和6年4月8日から令和7年2月28日まで

### 3 申込要件

#### (1) 対象者について

- ・ 市内在住または在勤、在学者で構成した、5人以上の成人グループ(18歳以上)であること。
- ・ 企画(講師選定)から実施後の報告まで責任をもって遂行できること。
- ・ 政党特定の政治的・宗教的活動または営利を目的とした活動でないこと。
- ・ 開催において、財源として他の助成金などを受けていないこと。

#### (2) 学習内容について

- ・ 家庭教育、心身の発達、防災等、教育課題・生活課題・地域課題をテーマにした内容であること。
- ・ 工作や料理等、1回限りのもの作りは不可とする。
- ・ 学習回数は年間3回以内とし、時間は1回につき原則2時間とする。

#### (3) 実施場所について

- ・ 会場や日程は各自で確保、設定すること。
- ・ 会場使用料や教材費などは学習者の負担とする。
- ・ 原則、公民館や児童センター等の公的施設を利用すること。
- ・ Zoom等を活用したオンラインでの開催は可とする。

#### (4) 講師について

- ・ 講師はグループのメンバー以外から選定すること。
- ・ 連続性のある学習会において、内容に応じて講師を変更して差し支えない。
- ・ 講師は、浦添市へ口座登録(債権者登録)を行うこと。

#### (5) 助成内容

- ・ 講師謝金の単価は1回 7,000円(3,500円×2時間)とし、1グループの年度上限を3回分 21,000円とする。
- ・ 講師が指定する金融機関へ源泉徴収額 10.21%を差し引いた額を振り込む。
- ・ 学習者の参加が5名に満たない開催日は対象外とする。

#### 4 申請手続き

- (1) 助成を受けようとする実施グループは、申請書(様式第1号)を社会教育推進課へ提出する。※内容についてヒアリングを実施する場合あり
- (2) 社会教育推進課は、提出された申請書について審査し、2週間以内に承認・不承認通知書(様式第2号)を実施グループに交付する。
- (3) 実施グループは、全学習会終了後、2週間以内に実績報告書(様式第3号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師の債権者登録を社会教育推進課へ提出する。
- (4) 社会教育推進課は、提出された報告書の内容を確認し、適正と判断した場合、2～3週間後を目途に講師が指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

#### 5 変更または中止

承認後、内容が変更または中止となった場合は、変更・中止届(様式第4号)を社会教育推進課へ提出すること。なお、変更した内容が、当初設定した学習目標と大きく相違がある場合は、再度申請手続きを行うこととする。

#### 6 担当部署・問い合わせ

浦添市教育委員会 社会教育推進課

電話 | 098-879-5503(浦添市立中央公民館)

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp